

はじめに

東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）は、平成 16 年 7 月 29 日、東京都食品安全条例（以下「食品安全条例」という。）に示された基本的な方向性を踏まえ、食品の安全確保に関する施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するため「東京都食品安全推進計画の考え方」について知事から諮問を受けた。

審議会は、この諮問事項について、各方面の専門家による様々な視点からの審議を行うため、検討部会を設置し、食品安全条例に示された目的や基本理念等を踏まえ、検討を進めてきた。

また、検討部会においては、平成 16 年 10 月 25 日に審議会で行きまとめた「中間のまとめ」に対する都民や事業者からの意見のほか、平成 16 年 11 月 16 日の第 4 回検討部会において開催された「意見を聴く会」で表明された意見等を参考としながら検討を重ねてきた。

こうした検討を経て、本答申は、わが国最大の食品の消費地であり物流の拠点である東京の地域特性を踏まえ、都が食品安全推進計画を策定するに当たり、計画の中で示すべき事項とその考え方について示したものである。

今後、本答申に基づき、「東京都食品安全推進計画」が策定され、食品安全条例の目的である「現在及び将来の都民の健康保護」がより一層確実に推進されることを望むものである。